

平成27年 第10回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成27年8月6日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成27年8月7日(木)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (27人)

1番 高橋政敏	2番 藤村隆清
3番 野中秀人	4番 佐藤孝典
5番 平岡裕子	6番 佐藤和
7番 千葉惣永	8番 青柳良信
9番 齋藤瑠璃子	10番 佐藤二郎
11番 沢山純一	12番 門脇博美
13番 藤村紀章	14番 辻均
15番 倉橋重基	16番 大石温基
17番 佐藤善栄	18番 草薨隆
19番 山本實	20番 山手善美
21番 田村博美	22番 真崎純孝
23番 大石知	24番 糸井淳
25番 藤原由悦	26番 鈴木八寿男
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

(2) 農地転用事業計画変更承認申請について

(3) 現況農地証明

2. 議 事

(1) 議案第26号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第27号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第28号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊藤 一彦 参事 門脇 益美

係長 榎 尾 健

7. 書 記

参事 門脇 益美

8. 議事録署名員

19番 山本 實 20番 山手 善美

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成27年第10回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 今日はパトロール関係と産業建設常任委員との懇談会があります。また会議のあといろいろ視察して見てまいりますのでよろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は27名。欠席委員は0名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に19番山本委員、20番山手委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時4分)

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出についてです。7月9日から8月5日までに4名の方々から相続したと届け出があり

受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 次に報告2。農地転用事業計画変更承認申請書についてです。2件提出されております。1件目の事業継承者は角館町西長野地区の〇〇さん。当初の事業計画者は西木町門屋の〇〇さんです。今回の計画の変更を受ける農地ですが角館町西長野の1筆です。面積は514㎡で平成24年に農地法5条の許可出ておりました。当初一般住宅を建築する予定でしたが当初事業者の転勤及び諸事情が発生し、事業継続が困難となり農地転用事業計画変更承認申請を受付致しました。事業継承者は共同住宅を建築する予定で面積につきまして変更はございません。2件目ですが事業継承者、当初の事業計画者が同じで角館町小勝田の〇〇さんです。今回の計画の変更を受ける農地ですが角館町小勝田の1筆です。面積は359㎡で平成26年に農地法5条の許可出ておりました。当初計画のものが思っていた以上に所得税及び諸費用がかさむため計画の変更したいとのことで農地転用事業計画変更承認申請を受付致しました。当初の計画では所有権移転にて名義を変更するつもりでしたが今回使用貸借で権利の設定をして住宅を建てるとのことです。以上でございます。続きまして現況農地証明についてです。昭和35年に水害の被害があり、その後農地として復旧しましたが筆界未定地ということで登記がとられております。今回生保内南地区の補助整備事業にかかるということで農地として交付したいという要望で申請が出されました。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第26号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3

条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成26年8月6日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇地区の合計1筆。面積が1,315㎡。移転するのは〇〇地区の〇〇さん。受けるのは〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は畑として。売買価格は10a当たり〇〇円の総額〇〇円でございます。申請事由は売り主が高齢のため経営縮小し買い主が規模拡大をするためです。資金は自己資金で。続いて整理番号2番、農地の所在が〇〇地区の合計3筆。面積が1,385㎡。こちらは3条交換移転の案件です。移転するのは〇〇地区の〇〇さん。受けるのは〇〇地区の〇〇さんでございます。続いて整理番号3番、農地の所在が〇〇地区の合計3筆。面積が2,890㎡。こちらは整理番号2番と同じく3条交換移転の案件です。移転するのは整理番号2番の受け手であった〇〇地区の〇〇さん。受けるのは整理番号2番の移転者の〇〇地区の〇〇さんでございます。続いて整理番号4番、農地の所在が〇〇地区の合計22筆。面積が23,258㎡。賃貸人は〇〇地区の〇〇さん。賃借人は賃貸人の孫である〇〇地区の〇〇さんでございます。3条使用貸借で10年間の契約でございます。利用目的は水田として。こちらは貸付人が経営移譲年金受給のため。続いて整理番号5番、農地の所在が〇〇地区の田が6筆、畑が9筆の合計15筆。面積が10,999㎡。経営移譲で渡す方は〇〇地区の〇〇さん。受ける方は〇〇地区の〇〇さんでございます。利用目的は水田として。使用貸借契約で期間が10年になります。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については

25番藤原委員よりお願いします。

25番藤原 議長 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》  
議長 次に、整理番号2番～3番については、3番野中委員よりお願いします。

3番野中 議長 《整理番号2番～3番について、3条調書に基づき現地確認報告》  
議長 次に、整理番号4番については、2番藤村委員よりお願いします。

2番藤村 議長 《整理番号4番について、3条調書に基づき現地確認報告》  
議長 次に、整理番号5番については、5番佐藤委員よりお願いします。

4番佐藤 議長 《整理番号5番について、3条調書に基づき現地確認報告》  
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 『無し』の声あり  
議長 無いようですので、議案第26号については許可することにご異議ござ  
いませんか。

議長 『異議無し』の声  
議長 異議無しと認めます。よって、議案第26号については許可することに  
決定します。 (9時22分)

議長 次に、議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につい  
てを上程します。説明をお願いします。

榎尾係長 議案第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農  
地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審  
議を求めるものです。平成27年8月6日提出。仙北市農業委員会会長  
羽川正幸。

榎尾係長 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町小勝田地  
区。登記簿現況共に畑。面積が402㎡。所有権移転です。譲渡人は埼  
玉県在住の〇〇さんです。譲受人が角館町小勝田地区の〇〇さんです。

転用目的は一般個人住宅です。転用理由は申請地近隣に居住する申請者  
が今後の生活等を考慮し、申請地の取得を行い、申請地へ現在アパート  
居住の娘夫婦が新居を行うため。次に整理番号2番、農地の所在が西木  
町上桧木内地区。登記簿現況共に田。面積が2,830㎡。賃貸借です。  
貸付人は西木町上桧木内地区の〇〇さんです。借受人が秋田市に営業所  
があるの〇〇さん(電気事業会社)です。転用目的は運輸通信用地です。  
転用理由は送電線張替工事は峻険な山間地であり、工事車両の乗り入れ  
ができないことから、ヘリコプターによる飛行条件に適した農地を一時  
転用して使用を計画しているため。以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号1番につきまして24番糸井委員よりお願  
いします。

24番糸井 報告申し上げます。榎尾係長が説明したとおりですが補足です。この周辺  
は以前も購入され住宅が建設されたと思いますがこの地区の水利組合の  
組合長さんから色々聞いて見たところ現在農地ではあるが雨水が流れて  
いる程度で農業用水は流れていないということでなんら問題ないと思わ  
れます。以上です。

議長 整理番号2番について現地確認報告で3番野中委員よりお願いします。

3番野中 7月29日に榎尾係長と業者の担当者と現地を見てまいりました。内容は  
先程榎尾係長が説明したとおりで、比内沢から鎧畑までの河川(2.2  
km)を張り替えするというのでその資材を運ぶためのヘリコプターの  
ヘリポートにしたいということでした。運ぶ物は材料と組み立て式の重機  
です。周辺の道路等ですがそこは国交省の方から許可をもらうというこ  
とでなんら支障はないと見ております。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 無いようですので、議案第27号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第27号については許可相当とすることに決定します。 (9時30分)

議 長 次に、議案第28号、現況非農地証明に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 議案第28号。現況非農地証明願いに対する可否決定について。

現況非農地証明願いの提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成27年8月6日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

樫尾係長 説明を始めます。申請地が西木町上橋元地区。登記簿畑、現況山林。合計1筆の417㎡。申請者が〇〇さん。申請事由は、平成年月日不詳から山林原野化となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を10番佐藤委員をお願いします。

10番佐藤 7月8日に現地調査しにいつてきました。隣接するところに大きい杉林あり畑としてうまく機能しない状態となっております。みたところ非農地として仕方がないのではと思いました。以上です。

議 長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第28号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第28号については許可することに決定します。 (9時34分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 ありません。

議 長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 ありません。

議 長 土地改良区からの報告はありますか。

16番大石 ありません。

議 長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 先程会務報告にもありましたが農協単独でTPP決起集会がありました。中身は各生産者からの意見を出して頂きまして最後に組合長が要請文章を読み上げました。その要請文章を国会議員の御法川議員に手渡ししました。

議 長 次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 協議事項1。第59回農業委員大会要請事項についてです。要請内容は農地中間管理事業の運用改善についてです。秋田県の平成26年度の実績が達成されたことは評価できるが農地を借りようする人は平野地に集中し、中山間地などの耕作不利なところで受け手を見つけるのは年々困難となっている。これでは耕作放棄地が発生するのは目に見えている。そこで受け手の農家への優遇処置も考えてほしいということを強く要望したいと考えております。以上です。

伊藤局長 次に、協議事項2。作況調査についてです。実施日は9月7日です。第11回総会終了後に各圃場を回り、調査する計画でございます。調査圃場につきましては、資料に記載のとおりでございます。

伊藤局長 次に、連絡事項です。第7回東北管内耕作放棄地解消事例発表会の開催

要領です。9月1～2日で今年は宮城県仙台市、現地調査は角田市です。

4名ほどご検討下さい。以上です

議長 この3件について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成27年第10回仙北市農業委員会総会を閉会いた

します。お疲れ様でした。(9時55分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成27年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

署名員 19番 \_\_\_\_\_

署名員 20番 \_\_\_\_\_